**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県神戸市北区道場町生野三〇八番地、最後の住所兵庫県加古川市加古川町篠原町三〇〇番地　リトハ加古川Ｂ－四二三号
被相続人　亡　大東　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目七四番地
八木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　八木　正晃

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県加西市西笠原町七九二番地三、最後の住所鳥取県八頭郡八頭町宮谷二〇〇番地
四　有料老人ホームやず美咲園
被相続人　亡　上野　義輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
鳥取県鳥取市東品治町一〇二番地　鳥取駅前ビル三階　あさい総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　淺井　浩二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県熊本市北区植木町滴水二二一一番地、最後の住所熊本市中央区新町二丁目一〇番二七号　サキサカ病院
被相続人　亡　浅井　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
事務所熊本市北区鹿子木町八九番地一
相続財産清算人　司法書士　秦　佑輔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県南九州市知覧町瀬世五三二二番地、最後の住所鹿児島県南さつま市金峰町花瀬一九二九番地　被相続人　亡　吉留　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
鹿児島市金生町二番一五号ＭＢＣ開発金生ビル七階　弁護士法人白鳥法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白鳥　努

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県北九州市戸畑区新池二丁目五五六七番地、最後の住所沖縄県宜野湾市真志喜一丁目二二番一九号　被相続人　亡　古野美巳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
沖縄県沖縄市知花六丁目一一番四八号一階
相続財産清算人　弁護士　當眞　正姫

**所有者不明土地管理人による供託公告**

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　福島県郡山市大槻町字針生北四六番一、同四八番
二　供託所　福島地方法務局郡山支局
三　供託番号　令和八年度金第六四四号
四　供託金額　一三、五四二、九七八円
五　裁判所　福島地方裁判所郡山支部
六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件
七　事件番号　令和五年（チ）第三号

令和八年十月三十日
福島県郡山市長者三丁目四番一号武田ビル二〇二　郡山さくら通り法律事務所
所有者不明土地管理人　門脇　真

**所有者不明土地及び建物管理人による供託公告**

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　岐阜県多治見市池田町四丁目一二三番、同所一二四番二
対象建物　岐阜県多治見市池田町四丁目一二三番地、一二四番地二
二　供託所　岐阜地方法務局多治見支局
三　供託番号　令和八年度金第二四二号
四　供託金額　一、九〇〇、〇〇〇円
五　裁判所　岐阜地方裁判所多治見支部
六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七　事件番号　令和八年（チ）第四号

令和八年十月三十日
岐阜県多治見市大日町二一　大日ビル三号
多治見きぎょう法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人
弁護士　木下　貴子

**所有者不明土地及び建物管理人による供託公告**

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地・建物　兵庫県神戸市須磨区戎町五丁目二八番
二　供託所　神戸地方法務局
三　供託番号
(一)　対象土地　令和八年度金第一七二一号
(二)　対象建物　令和八年度金第一七二二号
四　供託金額
(一)　対象土地　三、〇七六、六八一円
(二)　対象建物　八八一、四三八円
五　裁判所　神戸地方裁判所
六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件
七　事件番号　令和七年（チ）第五十二号

令和八年十月三十日
兵庫県神戸市中央区相生町四丁目五番一六号神戸駅前ＡＴビル六階　のむら総合法律事務所
所有者不明土地及び建物管理人
野村　亮太

**不在者財産管理人による供託公告**

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　山口　茂也
従来の住所　山形県天童市大字山元三七五番地
生年月日　昭和四十二年四月二十八日
二　供託所　山形地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第三七二号
四　供託金額　金四、二四三、二四九円
五　裁判所　山形家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第二〇三九号

令和八年十月三十日
山形県山形市泉町一五番二号二階
不在者財産管理人　司法書士　齋藤　知美

**不在者財産管理人による供託公告**

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　髙橋　健二
住所　山梨県甲府市徳行一丁目七番九号
生年月日　昭和四十七年七月二十三日
二　供託所　甲府地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第四三二号
四　供託金額　三一二二万五四三二円
五　裁判所　甲府家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第一三一〇号

令和八年十月三十日
東京都文京区湯島三丁目三番四号高柳ビル五階河野法律事務所
不在者財産管理人　河野　満也

## 第23期決算公告

令和８年７月30日

タイ王国バンコク市ケット　ラーチャテーウィー、クエーントゥンパヤタイ、パヤタイロード、パヤタイプラザビルディング21階

**Mobile Innovation Co., Ltd.**

日本における代表者　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）（単位：千タイバーツ）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 50,496 | 流動負債 | 13,620 |
| 固定資産 | 36,622 | 負債 | 8,245 |
| | | 株主資本 | 65,252 |
| | | 資本金 | 184,000 |
| | | 利益剰余金 | △118,748 |
| | | （うち当期純損失） | 5,183 |
| 合計 | 87,118 | 合計 | 87,118 |